



(別紙)

東司総発第302号  
平成29年1月26日

法務省 民事局民事第二課  
パブリックコメント担当 御中

東京司法書士会  
会長 清 家 亮 三



### 不動産登記規則の一部改正（案）（案件番号 300080154）に対する意見

標記改正（案）に対して、当会は、次のとおり意見を申し述べる。

#### 1. 第28条の2関係

##### 【意見】

第28条の2第6号に定める法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は、作成の年の翌年から「10年間」とするべきである。

##### 【理由】

本改正の趣旨は、相続人を戸除籍謄本の束から開放し、相続登記を促進することである。法定相続情報証明の申出人のほとんどが相続登記申請をする者であり、また、複数の登記所を管轄する不動産を所有しているものと想定される（一回しかしない相続登記申請のために、本件申出を利用することは考えにくい。）。

相続登記は、その不動産を管轄する登記所ごとに申請しなければならないが、遺産分割協議や調停などの事情で、全ての不動産につき同時期に相続登記申請をすることができるとは限らず、相続開始後数年を経過するなど時期を異にして申請することも多々ある。

よって、そのようなケースでは、第247条7項に基づき法定相続情報証明の再交付の申出をすることが想定され、保存期間が5年では利用者のニーズに十分に応じることができないものとする。

##### 【実務家の視点】

近時、核家族化や相続人の権利意識の高まりなどにより、遺産分割協議や調停の長期化は今後も増加するものと思われる。よって、不動産登記規則もこれらの事態を想定して、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間は「5年」ではなく、「10年間」に延長すべきである。

## 2. 第247条第1項関係

### 【意見】

第247条1項による保管の申出は、「被相続人の本籍地若しくは最後の住所地、申出人の住所地又は被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所」の登記官に対してするとあるが、管轄を制限することなく、「全国のいずれの登記所」の登記官に対しても申出をすることができるようにすべきである。

### 【理由】

本改正の趣旨は、相続登記を促進することである。この目的を達成するためには、利用者がアクセスできる機会や場所は多い方が簡便である。例えば、申出人の住所地よりも勤務先近くの登記所の方が申出手続きが取りやすい場合も考えられる。また、本件申出は、送付の方法によることもできる（第247条2項7号）ことから、管轄を制限することに意味はないものとする。よって、申出人が本制度を積極的に利用できるように管轄は自由に選択することができるようにすべきである。

## 3. 第247条第7項関係

### 【意見】

再交付の申出は、「第一項の申出をした者」とあるが、これを「第一項の申出をした者、法定相続情報一覧図に記載された相続人及びこれらの者の地位を相続により承継した者」とし、申出人の他、法定相続情報一覧図に記載された相続人、これらの者の地位を相続により承継した者も行うことができるようにすべきである。

この場合においては、これらの者の地位を相続により承継した者が再交付の申出を行う場合もあることから、準用が除外されている「第3項第5号を準用」するよう改めるべきである。

### 【理由】

本改正の趣旨は、相続登記を促進することである。実務においては、複数の不動産がある場合、遺産分割協議や調停により、一方の相続人がある不動産を取得し、他方の相続人が他の管轄に存する他の不動産を取得するということがよくみられる。このような場合に、一人の相続人が法定相続情報一覧図の保管申出を行い、その成果（写し）を他の相続人も利用できるようにすることが、相続登記の促進のために有用であるものとする。

そこで、意見にあるように、再交付の申出人の範囲を拡張するべきである。

数次相続のケースなどのように、申出人又は法定相続情報一覧図に記載された相続人の地位を相続により承継した者が利用することも十分想定されるところ、この場合における再交付の申出にあたっては、地位を相続により承継したことを証する

書面を確認して交付すべきであるから、これらの書面を再交付の申出にあたり提出を求めるように規則を改めるべきである。

よって、相続人の地位を相続により承継した者が再交付の申出を行うにあつては、準用が除外されている「第3項第5号を準用」するよう改めるべきである。

#### 4. 第247条第7項関係

##### 【意見】

再交付の申出は、「その申出に係る登記所の登記官」とあるものを、「全ての登記所の登記官」とし、全ての登記所に対して行うことができるようにするべきである。

##### 【理由】

本改正の趣旨は、相続登記を促進することである。この目的を達成するためには利用者がアクセスできる場所は多い方が簡便である。転居等により、当初の申出をした登記所へアクセスすることが困難なケースも考えられる。登記事項証明書は既に全ての登記所に対して交付請求ができるのであるから、これと同様に全ての登記所に対して再交付の申出ができるようするべきである。

また、これを可能にする手段として、法定相続情報一覧図を電磁的記録として保存するために電子機器等の完備を行うべきである。

以上